

平成30年度第5回安城市地域福祉計画策定協議会議事録

【日 時】

平成30年11月15日（木）午後2時～3時30分

【場 所】

安城市役所本庁舎 第10会議室

【出 席 者】

委 員：神谷明文会長、加藤研一副会長、柴田綾乃委員、野上三香子委員、北川弘巳委員
塚原信一委員、野々川信委員、都築知久委員、高木キヨ子委員、松岡万里子委員
森紀子委員、神谷由美子委員、加藤薫委員、芦田彩子委員、

助 言 者：長岩嘉文（日本福祉大学中央福祉専門学校校長）

事 務 局：石川充（福祉部長）、小笠原浩一（福祉部次長）、石川芳弘（社会福祉課長）

オブザーバー：岩瀬康二（社会福祉協議会事務局長）、長谷憲治（社会福祉協議会総務課長）
河合英明（社会福祉協議会地域福祉課長）

コンサルタント：加藤栄司（地域問題研究所）

傍 聴 者：1名

1. あいさつ

神谷会長

- ・昨日、安城市社会福祉協議会では、厚労省に出向されていた職員による研修会があり、地域福祉計画の意味はどこにあるのかといった話がありました。その中で、標語にも関係しますが、「我が事、丸ごと」という言葉の「丸ごと」は縦割り行政の反対を意味しており、縦割りは専門性を意味しているということで、全くそのとおりだと思いました。高齢者の相談について、自分は児童専門だからお帰りくださいといったことは福祉の立場としてはまずいと思います。いわゆる、ワンストップ型で、どこに相談に来ても相談できるようにしようというのが、この「丸ごと」ということだそうです。「我が事、丸ごと」は情緒的な言葉ではありますが、そういったコンセプトだということです。
- ・前回も申し上げましたが、高齢者には高齢者の福祉計画、障害者には障害者の福祉計画、児童には子育て支援事業計画があり、それらの計画の上にこの地域福祉計画があります。それぞれの計画の狭間の問題や連絡をやっていきましょうというのが、この地域福祉計画の一番の勘所ではないかと思います。
- ・本日は、議題にありますパブリックコメントの実施について、承認をいただくこととなりますので、よろしくお願いします。

2. 議題

(1) 第4次安城市地域福祉計画のパブリックコメントの実施について

事務局により資料①「第4次安城市地域福祉計画（案）へのパブリックコメントによる意見募集概要」及び資料②「前回会議からの計画書案の主な変更点について」、資料③「第4次

安城市地域福祉計画（2019年度～2023年度）」に基づき、第4次安城市地域福祉計画のパブリックコメントの実施について説明

(2) 第4次安城市地域福祉計画の参考資料について

事務局により資料④「参考資料 活動指標等管理一覧表」に基づき、第4次安城市地域福祉計画の参考資料について説明

【質疑応答】

神谷会長

- ・(資料④) 資料④は各課に配付する資料ですか。

事務局

- ・各課に配付し、進捗管理に使わせていただきます。

神谷会長

- ・本日でこの中身は概ね定まることとなりますので、今まで発言をされていない方のご意見もうかがいたいと思います。

野々川委員

- ・(資料①) パブリックコメントを多く求めようということだと思いますが、供覧場所をもっと増やすことはできないのでしょうか。例えば、図書館や銀行、病院など、記載されている場所以外にも門戸を広げるような形にできないかと思います。

事務局

- ・供覧場所について、図書館はアンフォーレが図書館を含む複合施設ですので、記載にあるとおりでご理解いただきたいと思います。また、他の福祉計画におけるパブリックコメントと歩調を合わせて設定していることから、記載の供覧場所としております。民間病院等は過去、供覧場所に含めたことがないので記載はされておられません。

都築(知)委員

- ・(資料①：2 募集期間) 募集期間が年末年始に掛かっており、期間として短いのではないのでしょうか。もう少し、正月明けの後ろのほうに延ばせないのでしょうか。
- ・(資料①：4 意見の提出が可能な方) 意見提出が可能な方の中で、「個人・法人・団体、及び市内で活動する人」とありますが、「市内で活動する人」はどういった人を指しているのでしょうか。

事務局

- ・期間についてですが、パブコメを受け、パブコメに対する回答を各課で集約することになりますが、そういった時間を逆算して1月4日とさせていただきました。
- ・「市内で活動する人」については、具体的にどのような人といった定義があるわけではございません。実際に市内で活動している方ということで、具体的にこういった人でなければいけないということではありません。

都築(知)委員

- ・市内に来ている人であれば、(パブリックコメントを) 受けますという理解でよろしいでしょうか。

事務局

- ・ご質問の主旨のとおりです。

神谷会長

- ・高齢者の団体や障害者の団体に対してということは考えられますか。

事務局

- ・パブリックコメントの供覧場所は、基本的に市の職員が所在する公の施設としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

加藤副会長

- ・(資料④) パブリックコメントでは資料④は出ないのですか。

事務局

- ・出ません。

加藤副会長

- ・(資料④：今後の方向性) 今後の方向性に書かれているいくつかの内容は、従来からやっていることの延長線上にある内容であって、実績が上がるか疑問です。
- ・(資料④：1 ページ④) 町内会への加入促進という項目がありますが、今後の方向性に書かれている内容だけで実績が上がるか疑問です。
- ・(資料④：5 ページ④) 家具転倒防止普及事業で研修実施自主防災組織数が実績 5 3 組織で目標 6 3 組織となっていますが、方向性の中に、実績や波及効果についても書いたほうがよいのではないのでしょうか。

野上委員

- ・(資料③：40 ページ (3)) 「制度の狭間にある人たちへの支援」の中で、「制度の狭間におかれてしまいそうな人や」と「制度の狭間にありそうな人を」という記載がされていますが、表題では「狭間にある人たち」としており、文中では「狭間におかれてしまいそうな」、「狭間にありそうな」としています。曖昧模煇な表現だと思います。分かりやすく統一したほうがよいのではないのでしょうか。

事務局

- ・始めの「狭間におかれてしまいそうな」については、予見して、今後、置かれてしまうのではないかということで、予測にもとづいたものです。下の「狭間にありそうな」は、現にあるがそれが見えてこないため、それを見つけるという意味だと思いますので、何を伝えたいかを確認して表現を見直したいと思います。

北川委員

- ・(資料③：53 ページ 1-1-(3) ⑦、64 ページ 1-4-(1) ①、74 ページ 2-3-(1) ①) 老人クラブ等健康教育の推進、高齢者教室開催事業、老人クラブ活動支援事業などを書きいただいておりますが、老人クラブの会員は年々減少しています。これらのご支援をいただいていることを受け、老人クラブとしても体制固めに頑張っていきたいと考えております。
- ・老人クラブの会員数については、平成 25 年で 11, 596 名、平成 30 年は 10, 958 名と 630 名ほど減少しています。会員数を増やすため、いろいろと工夫をしていますが、なかなか増えないことに苦慮しています。あんジョイプランにあります事業は引き続き行っていただきたいと思います。

加藤(薫)委員

- ・(資料③：163ページ)用語の解説に「若年無業者」とあり、15歳以上34歳以下となっていますが、現在は国のほうも39歳に拡大していますので、この部分は39歳に修正していただいたほうがよいのではないのでしょうか。

事務局

- ・確認して修正します。

森委員

- ・(資料③：81ページ3-2-(3))専門的な相談支援体制の充実と周知とありますが、具体的にどこに相談窓口が設置されるのでしょうか。

事務局

- ・現在でも健康推進課の健康相談などは機能しています。

森委員

- ・市役所に専門の相談員がいるということなののでしょうか。あるいは、安城市に地域の暮らしの保健室のようなものがつくられるということなののでしょうか。

事務局

- ・(資料④：21ページ③健康に関する相談窓口の開設)健康に関する相談窓口としては、保健センターで保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が面接、電話で対応します。
- ・地域の暮らしの保健室につきましては、この計画では検討するという文面になっています。どのような形が望ましいのか、現在、思案の段階であることをご理解いただきたいと思います。
- ・最近、かかりつけ薬局というのがありますが、健康に関する支援を行うところも出て来ますので、そういったところを活用していただくのもよいかと思います。また、病院でも相談を受ける人がいますので、そういったところを周知していくことも大事だと感じました。

都築(知)委員

- ・(資料③：135ページ)第5章地区ごとの地域福祉活動推進の主な活動方針の表の下に「☆」は新規、「○」は継続とありますが、何か所かに継続でありながら新規となっているところがありますので、データの的に正確なものにしていただきたいと思います。

社会福祉協議会

- ・これからのものが新規ということではなく、前計画になかったものは新規の印を付けています。

都築(知)委員

- ・それについての注釈はありますか。

神谷会長

- ・前計画になかったものを新規とするといった注釈は必要ですね。

社会福祉協議会

- ・資料を見直し、説明書きをしたいと思います。

柴田委員

- ・(資料③：44ページ(2))「民生委員協力員制度の創設を検討します」とありますが、この文章だけだと全ての民生委員に協力員が必要な感じでとられてしまいます。前回からお願いしていますように、市営住宅、県営住宅、マンションなどの内、非常に苦勞していらっし

やる民生委員のところに、支援をいただきたいとお願いしております。地域によって要支援者の数が異なりますので、全ての民生委員ではなく要支援者が多く、苦勞しているところに支援をお願いしたいと思います。

- ・(資料③：160ページ)用語の解説のところに「救急医療情報キット」とありますが、私たちは「安心キット」という名称で慣れていますので、「救急医療情報キット」の下に「安心キット」として付け加えていただけたらと思います。

加藤副会長

- ・私のところの市営住宅では、管理人に相当する方から情報等アドバイスをいただいています。ここで言うところの「協力員」ではありませんが、そういった方に協力を得ています。
- ・民生委員が何人もの地域支援者をしているのが実態であり、市営住宅では地域支援者も見つけづらいということがあるので、地域支援者の確保も併せて進めていただきたいと思います。

神谷会長

- ・新しくできたマンションなどは、その中に協力者がいないと苦勞しますので、書き足していただけるのなら「大規模集合住宅等の協力員は検討します」といったような文言を付け加えていただけたらと思います。ご検討願います。

事務局

- ・ただ今のご議論を踏まえ、文面を修正させていただきます。
- ・用語の説明の安心キットにつきましては、カッコ書きになるかもしれませんが、書き加えさせていただきますと思います。

神谷会長

- ・長岩先生にご助言をいただきたいと思います。

長岩先生

- ・全体に、前回のものからするとすっきりした形でリニューアルされ、見やすくなった印象を持ちました。市民が見づらくても行政の方針や決意は、きちっと示す必要はありますので、そういった意味で簡素過ぎず、きれいに整理されていると思います。
- ・(資料①：4意見の提出が可能な方)「市内で活動する人」という表現は市内に在住も在勤もしていなくて、政治活動だけをしている人、宗教活動だけをしている人もここに入るのかといった見方もあり得るので、気になりましたが、おそらく、今回だけの表記ではなく、安城市全体での定型文だと思いますので、地域福祉だけこの部分を修正するのは難しいのではないかと思います。
- ・(資料③：19ページ図、91ページ3-5-(2)②)福祉関係施設図の凡例Fで地域生活支援拠点とあり、91ページにも地域生活支援拠点が出てきます。国は数年前から、各市町村に地域生活支援拠点施設を指定や、整備するように言っていますが、支援拠点の役割イメージに曖昧なところがあるのではないかと思いますので、具体的に安城市のどの施設が該当するのかを教えていただければと思います。
- ・(資料③：27ページ2-3表)実施状況について、表で示されており、非常に見やすくなっています。この中で、未実施は無いのでこれまでの第3次のところまでは、順調に実施できているということでもあり、結構なことだと思いましたが、未実施ゼロで総括していても、当事者からすると未実施ではないのかとする声もあるのではないかと気になりました。

- ・(資料③：30、31ページ) アンケート結果もコンパクトになりましたが、見たければ別にあるという表記があるとよいのではないのでしょうか。
- ・(資料③：65ページ1-4-(2)④) 新規で出ている「就労に困難を抱える者への支援」について、全体的表現でよいのか気になりました。ニートや高齢者、障害者、生活困窮者など就労困難な人は多くいらっしゃると思いますので、全てなのか、どこかに絞っているのかがはっきりしないと思います。高齢者であれば需要と供給のバランスの問題があり、障害者であれば訓練がいるなど、それぞれ固有の課題があるので全部一括りでよいのかと思いました。
- ・(資料③：90ページ施策方針②) 90ページに「臨床心理士の参加」とありますが、心理職に新たな資格で公認心理師ができたので、臨床心理士との関係性について、調整を含め判断がいますと思います。
- ・(資料③：161ページ用語の解説)「コミュニティワーカー」がありますが、最近、地域福祉の関係者は「コミュニティソーシャルワーカー」を好んで使っているので、その辺りの動向との関係でどうなのかと気になりました。
- ・(資料③：163ページ用語の解説)「成年後見制度」で「判断能力が不十分な成年者を保護」とありますが、未成年後見という概念もあります。
- ・(資料③：164ページ用語の解説)「ソーシャルインクルージョン」で「(障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人)」とありますが、最近はLGBTなども社会的不利を抱えた人に入れていることから、例示を狭くするよりも、もう少し入れたほうがよいと感じました。
- ・(資料③：165ページ用語の解説)「地域包括支援センター」では、3職種が並んでいますが、資格制度ができた順番で言うと保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員となります。職種の並びが少し気になりました。
- ・(資料③：168ページ用語の解説)「法人後見」で「NPOなど法人が」となっていますが、「NPO法人など」としたほうがすっきりすると思います。
- ・(資料③：80、81ページ3-2) 基本施策3-2に「きめ細やかな相談支援体制の確立」があり、相談体制を確立していくのだということが謳われています。国も相談体制を整備せよと言っています。安城市の相談体制として、今後、福祉センターで初期相談を今以上に受け付けるようにして、そこから後方の専門機関に繋ぐといった構想であれば、こういったことをもっと打ち出してもよいのではないかと思います。(資料③：8ページ図) 重層的な福祉圏域の考え方に概念図があります。これと相談体制が一致しないかもしれませんが、今回の計画では相談にかなり力を入れているように思いますので、8つのセンターが一斉でなくても第4次計画で、モデル的に安城市の総合相談体制をこのようにしていくといったものがあってもよいのではないかと感じました。

神谷会長

- ・(補足説明として)(資料③：163ページ用語の解説)「成年後見制度」について、未成年であってもいきなり、成年後見を申し立てることが出来ますので、「判断能力が不十分な成年者」は単に「人」あるいは「者」としたほうが正確だと思います。

高木委員

- ・高齢者や障害者を会議などの場に移送することができないので、どうしたらよいでしょうか。

事務局

- ・高齢者、障害者の計画では、高齢者や障がいのある人をどのように移送するのかは課題となっています。この計画ではありませんが、今後、議論していきたいと考えております。
- ・(長岩先生の意見を受け)(資料③: 19ページ図)福祉関係施設図の凡例Fで、先ほど、先生からご質問がありましたが、障害関係のところ、社会福祉法人ひだまりという団体です。地域生活拠点等ということで、国のほうでは一か所でまとめる場合と面的にする場合の2通りを示しています。安城市の場合は面的整備を行い、図のFにはコーディネーターと相談を行う場所として1か所置いています。

長岩先生

- ・ももとの入所施設や通所施設ではないということですか。

事務局

- ・ここには、精神障害者の通所施設として、ぶなの木福祉会の施設があり、そこにコーディネーターと相談ができる機能を付けています。

長岩先生

- ・面的ということであれば、ここから増やしていくことになろうかと思いますが、現状では地域生活支援拠点はFの1か所ということでしょうか。

事務局

- ・F以外に受けていただくところを4か所くらいだっただと思いますが、設定しています。Fは代表的な場所ということで表示しています。

長岩先生

- ・市から地域生活支援拠点の依頼を受けているのに、図に載っていないということが出てきませんか。

事務局

- ・ここに載せているのは、安城市の直営か委託のみとしています。面的整備で4か所は設定していますが、そこは補助しているのがあって、委託に該当しないため凡例からは外してあります。この部分は、このような説明で整理したいと思います。

事務局

- ・受けている事業所がこれを見た時、気になるではないでしょうか。

神谷委員

- ・本日欠席している委員の意見も入れていただけたらと思います。

事務局

- ・欠席者の方のご意見は予め確認を取っております。

神谷委員

- ・しかし、本日の会議の内容は承知されていないので、会議の内容をお渡ししていただき、意見もうかがっていただきたいと思います。

事務局

- ・本日の会議の議事録はまとめまして、お送りさせていただきますが、その際、欠席の方のご意見をうかがうこととなります。

神谷委員

- ・本日の議題である第4次安城市地域福祉計画のパブリックコメントの実施について、了承されるという方は挙手を願います。
(全委員挙手)
- ・挙手多数ということでした承されました。

3. その他

事務局により次回の予定及び認知症について知っていただく講演会について説明

事務局

- ・平成30年度第5回安城市地域福祉計画策定協議会を終了いたします。

以上